

千葉県先取りプロジェクト認定保育 施設事業実施者募集要項

平成26年10月事業開始

平成26年7月
千葉県こども未来局こども未来部
保育運営課

目次

はじめに.....	3
1 千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業について	3
(1) 事業内容	
(2) 補助内容	
(3) 補助対象児童	
2 認定要件について	5
(1) 全般について	
(2) 認定を受けようとする施設の運営実績等	
(3) 設置者等	
(4) 運営委員会	
(5) 施設の構造及び設備等	
(6) 職員の配置等	
(7) 保育内容及び保護者との連携	
(8) 給食等	
(9) 施設の定員	
(10) 開園・休園日及び保育時間	
(11) 保育料	
(12) 保健衛生の確保	
(13) 職員の資質の向上	
(14) 非常災害及び事故への対応	
(15) 本市への事故報告	
(16) 苦情への対応	
(17) 入所に係る応諾義務	
(18) 委託の禁止	
(19) 個人情報保護の保護	
(20) 保険の加入	
(21) 書類の整備	
(22) 譲渡等の禁止	
(23) 経理及び会計処理	
3 認定後の運営に係る遵守事項について	10
(1) 市の指導監督	
(2) 認定事項の変更	
(3) 認定場所の変更	
(4) 設置者の変更	
(5) 認定要件を欠いた場合	
(6) 認定の取消し	
(7) 事業の中止	
(8) 補助金の返還	
(9) その他	
4 認定申請書の提出、事業開始までのスケジュール等について	11
(1) 申請に必要な書類	
(2) 事前相談・質問等	

- (3) 申請書類の提出期限等
- (4) 申請後のスケジュール等
- (5) その他

5 その他 14

はじめに

千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業は、平成22年10月に官邸主導で設置された「待機児童ゼロ特命チーム」において取りまとめられた『国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト』の対象事業として実施するものです。

本市では、本事業を平成24年2月から開始し、現在、23施設において事業を実施しているところですが、この度、平成26年10月から事業を開始する施設を募集します。

本事業の実施を希望する施設の設置者の方は、本募集要項、添付資料及び関係規定を熟読のうえ、申請書類を提出してください。

1 千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業について

(1) 事業内容

この事業は、本市における保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とした事業であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）を満たすなど、本市が別に定める基準に該当した認可外保育施設を「千葉県先取りプロジェクト認定保育施設」として認定する制度です。

本市は、このような制度の趣旨に基づき、一定の保育環境、サービス水準等の維持や、保護者負担の軽減などを目的に、認定施設に対して運営費等の補助金を交付します。

(2) 補助内容

別表のとおり

(3) 補助対象児童

ア 補助の対象とする児童は、以下の要件にすべて該当するものとする。

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条及び千葉県保育の実施に関する条例（昭和62年千葉県条例第10号）第2条の規定に基づく保育の実施の対象となる小学校就学前の児童であること。

(ロ) 本市に住所を有すること。

(ハ) 月の初日に在籍しており、かつ、その月のうち16日以上在籍していること。ただし、月の途中において入所もしくは退所する児童については、在籍日数が前文に規定する日数に相当すると認められる場合は補助対象とすることができる。

(ニ) 幼稚園その他の施設に在籍していないこと。

イ 児童の年齢基準日は要綱第5条第2項に定める千葉県先取りプロジェクト認定保育施設の認定を受けた施設については、保育が実施された日の属する月の初日とし、要綱第6条第2項に定める千葉県先取りプロジェクト認定保育施設（認可化移行型）の認定を受けた施設については、保育が実施された年度の初日の前日とする。

ウ 対象児童は、一施設あたり1か月につき59人を限度とする。

2 認定要件について

次に掲げる要件にすべて該当する市内の認可外保育施設を、事業の実施施設として認定します。

(1) 全般について

- ア 設備運営基準第32条から第33条までの規定を遵守していること。
- イ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たしていること。

※設備運営基準、指導監督基準は、それぞれ異なる施設基準であり、同じ項目について違う規定の仕方をしている場合があります。このため、満たすべき要件の中でより上位の基準がある場合は、その基準を満たす必要があります。

(2) 認定を受けようとする施設の運営実績等

- ア 次の掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 平成26年10月1日において、千葉市保育ルームとして1年以上の運営実績見込みを有すること。
 - (ロ) 認定を申請する日において、認可外保育施設として1年以上の運営実績を有し、かつ、直近12か月における児童の保育実績が1日平均10人以上であること。
 - ※1日平均10人以上とは、各月初日の在籍児童(1日4時間以上月16日以上の利用契約をしている者)の数が1月平均10人以上であることをいう。
- イ 認定施設として決定された場合に、事業移行に伴い、現に入所中の児童に対し、不利益を与えないこと。
- ウ 平成26年10月1日に事業を開始できること。
- エ 適正な運営のため、認定後においても認定要件を維持できること。
- オ 事業所内保育所等、企業、病院等が専らその職員の福利厚生を目的として設置した施設でないこと。
- カ 市以外の機関から補助、助成等を受けていないこと。

(3) 設置者等

- ア 設置者は、次に掲げる要件を満たす個人、法人又は任意団体であること。
 - (イ) 法人又は任意団体の場合は、代表者を置くこと。
 - (ロ) 保育事業を健全かつ円滑に実施できること。
 - (ハ) 施設を運営するために必要な経営基盤を有すること。
- (ニ) 財務内容が適正であること(直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくともこれには当たらないこと)。
- (ホ) 社会的信用を有し、認定事業に関して不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- イ 設置者及び施設長が次に掲げる要件を満たすこと。
 - (イ) 保育事業に熱意と理解を持ち、保育施設の運営を適切に行う能力を有すること。
 - (ロ) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。

- (ハ) 千葉市の保育事業の一翼を担う認定施設であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (ニ) 本要項に定めるもののほか、社会福祉法、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係法令、厚生労働省の通知通達、事業実施要綱等に基づく千葉市の指導を遵守できること。
- (ホ) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - (i) 成年被後見人または被保佐人
 - (ii) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (iii) 破産者で復権を得ない者
 - (iv) 禁固以上の刑（死刑、懲役、禁固）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (v) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、「暴力行為等処罰に関する法律」、刑法第204条（傷害罪）、刑法第206条（現場助勢罪）、刑法第208条（暴行罪）、刑法第208の3条（凶器準備集合及び結集罪）、刑法第222条（脅迫罪）、刑法第247条（背任罪）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (vi) 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者

(4) 運営委員会

- ア 保護者等の意見を聴取するなど、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、運営委員会を設置すること。
- イ 委員構成は、施設関係者（施設長は必須とする。）が2人以下、利用者及び施設運営に関わらない第三者が4人以上、計6人以上で構成すること。
- ウ 運営委員会の議決事項は、予算、決算、事業計画、事業報告その他の重要事項とし、年2回以上開催し、議事録を作成すること。

(5) 施設の構造及び設備等

- 施設の構造及び設備は、設備運営基準、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関連法令のほか、次に掲げる要件を満たすものであること。
- ア 乳児（年齢基準日において満1歳に満たない者をいう。）の保育を行う場所は、幼児（年齢基準日において満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）の保育を行う場所と区画されていること。
 - イ 保育室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - ウ 保育室は、採光及び換気の状態が良好で、かつ、衛生的な環境にあること。
 - エ 保育室は、昭和56年4月1日以降に建築確認を受けた建物又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を満たすものであること。
 - オ 保育室等を2階以上に設置する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧：児童福祉施設最低基準）の一部改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を満たすこと。（別添3参照）
 - カ 調理室は、衛生的な環境にあり、定員に見合う設備及び面積を有し、児童が進入できないよう区画されていること。
 - キ 便所は、概ね幼児20人につき1つ以上あること。
 - ク 屋外遊戯場を設けること。ただし、設置が困難な場合は、付近の公園を屋外遊

戯場に代えることができる。

ケ 医務室を設けること。ただし、事務室等と兼用して差し支えない。

コ 消防署等の指導に従い、消火用具、非常口その他の非常災害防止に必要な設備を設けること。

サ 施設の管理者又は所有者及び居住している隣人等との間に、事業を実施することについて、承認が得られていること。

シ 全部事項証明書や賃貸借契約書の写しにおいて設置者が、保育施設用地および建物につき、所有している（見込みを含む）又は貸与を受けていると認められること。

（6）職員の配置等

施設に配置する保育士その他の職員は、最低基準のほか、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 施設長を置くこと。なお、施設長は、保育業務及び調理業務を兼務することができる。

イ 施設長は、施設の管理運営に当たることができる者であること。

ウ 施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

エ 保育士の数は、設備運営基準第3 3条第2項に定める数以上であること。また、そのうち6割以上を正規職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する常勤職員をいう。）とするよう努めること。

オ 保育士が調理業務を行う場合は、調理業務を行っている間は、当該保育士を配置すべき保育士の数に算入することができないこと。

カ 保育士は、常時複数配置すること。

キ 調理員を置くこと。ただし、調理業務を全部委託する場合は、この限りではない。

ク 嘱託医を置くこと。

（7）保育内容及び保護者との連携

ア 保育内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、児童一人一人の心身の発育や発達状況に対応したものとし、3歳未満の児童についてはより個別的な配慮をすること。また、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境が用意されていること。

イ 保護者との連絡を密にし、保育内容等について、理解及び協力を得るよう努めるとともに、保護者の意向を考慮した保育を実施すること。

ウ 保護者に対し、施設の概要、保育内容、職員の状況、利用料等について十分な情報提供を行うこと。

エ 児童に必要な遊具及び保育用品等を備えること。

（8）給食等

ア 給食を実施すること。

イ 調理室、調理設備及び食器関係は衛生的な管理に努め、細心の注意を払うこと。

ウ 施設内で調理した食事を提供すること。ただし、3歳以上の幼児の食事については、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、外部搬入することができる。

※設置者が同一である系列施設内（個人宅等は不可）で調理した給食を搬入することは、年齢にかかわらず可能とする。

※いずれの場合であっても、設備として自施設内の調理室は必置であること。

エ 施設内における調理業務は、「保育所における調理業務の委託について」（平成

- 10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定める要件に適合する場合には、その全部又は一部を委託することができる。
- オ 献立はできる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を満たすものであること。
- カ 給食はオによるほか、食品の種類及び調理方法についても、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。
- キ 給食を提供するにあたっては、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)を参考にすること、検食を保存すること等、本市の定める「保育所栄養士ハンドブック」の内容を踏まえ調理を行うこと。
- ク 調理は、あらかじめ作成された献立によって行うこと。
- ケ 継続的に1回50食以上又は1日100食以上の給食を提供する場合は、保健所に届け出ること。なお、食数がこれに満たない場合であっても、保健所に届け出るよう努めること。

(9) 施設の定員

就学前児童の定員が20人以上であること。

(10) 開園・休園日及び保育時間

- ア 開園日は、月曜日から土曜日までとすること。
- イ 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日及び年末年始(12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日)とすること。ただし、これらの日に開園することを妨げない。
- ウ 保育時間は、午前7時から午後6時までとすること。ただし、これを超えることを妨げない。

(11) 保育料

- ア 対象児童の保育料を軽減し、適切な額とすること。
- イ 現行の保育ルーム事業において設定している平成26年7月1日時点の保育料を上限額とする。

※ 現行の保育ルーム事業において設定している保育料より、さらなる軽減を図るよう配慮をお願いします(認定要件ではありません)。

(12) 保健衛生の確保

- ア 毎日、対象児童の健康状態を観察し、その結果を保護者に報告すること。
- イ 対象児童に対し、保育開始時及び6か月に1回以上の健康診断を実施し、その結果を保護者に報告すること。
- ウ 毎月、対象児童の身長・体重の測定その他の基本的な発育状況を確認し、その結果を保護者に報告すること。
- エ 保護者との緊急時の連絡体制を整備すること。
- オ 職員に対し、採用時及び1年に1回以上の健康診断を実施すること。
- カ 調理及び調乳を行う職員については月1回以上、配膳及び食事の補助に携わる職員(調理及び調乳を行う職員を除く。)については6か月に1回以上の検便を実施すること。
- キ 対象児童の使用する設備及び遊具の安全かつ衛生的な管理につき、細心の注意を払うこと。
- ク 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。
- ケ 医療機関との連携を図ること。

- (13) **職員の資質の向上**
認定保育施設の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- (14) **非常災害及び事故への対応**
非常災害及び事故に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と必要な訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練は月1回以上行なうこと。
- (15) **本市への事故報告**
児童に事故が発生したときは、直ちに報告すること。
- (16) **苦情への対応**
保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な仕組みを整備しなければならないこと。
- (17) **入所に係る応諾義務**
利用者を限定することなく、広く市民の利用に供することとし、入所の申込みがあったときは、次に掲げる場合を除き、当該申込みを拒んではならないこと。
ア 定員に空きがない場合
イ 定員を超える申込みがあった場合
※この場合、抽選、先着順その他の適切かつ公平な選考基準に基づき、入所に係る選定を行わなければならないこと。
ウ その他やむを得ない事情がある場合
- (18) **委託の禁止**
事業の全部又は一部を第三者に委託してはならないこと。(調理業務の委託は除く。)
- (19) **個人情報の保護**
利用者に係る個人情報を保護し、適正に取り扱うために必要な措置を講じること。
- (20) **保険の加入**
施設賠償責任保険に加入しなければならないこと。
- (21) **書類の整備**
次に掲げる書類を整備しなければならないこと。
ア 対象児童の処遇及び職員の雇用の状況を確認できる書類
イ 施設の管理運営の方法を定めた書類
ウ 職員の就業規則その他これに準ずる書類
エ その他この要綱の規定を遵守している旨を証する書類
- (22) **譲渡等の禁止**
補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市の承認を得ずに担保に供してはならないこと。
- (23) **経理及び会計処理**
施設に係る予算、決算の内容を明らかにする帳簿を整備し、毎事業年度経過後5年間保存すること。

3 認定後の運営に係る遵守事項について

(1) 市の指導監督

- ア 適正な運営を確保するために必要な市の指導に対し、従うこと。
- イ 市は、指導のために必要と認めるときは、施設等に対する立入調査を実施できるものとする。
- ウ 市は、指導の内容や、指導に基づき講じられた改善措置の内容を閲覧に供することができるものとする。

(2) 認定事項の変更

- 以下の事項を変更するにあつては、事前に市と協議のうえ、変更を行う1か月前までに当該変更に係る申請書類を提出し、市の承認を経て、実際に変更ができるものとする。
- ア 設置者の代表者及び施設長
 - イ 施設の定員
 - ウ 施設の構造及び設備
 - エ 対象児童に係る保育料
増額に関しては、あらかじめ保護者に対し6か月以上の周知期間を設けたうえ、増額前の額の10%の範囲内の値上げであれば可能とする。
 - オ その他運営上の重要事項

(3) 認定場所の変更

- 施設の場所の変更は、原則認められない。ただし、以下のすべてに該当する場合は、(2)の手続きを経たうえで変更できるものとする。
- ア 変更前の場所と変更後の場所が、概ね徒歩5分圏内であること。
 - イ すべての利用者に対し変更内容を説明し、了解を得ていること。
 - ウ 変更後の保育水準が、変更前の保育水準を維持し、もしくは上回るものであること。

(4) 設置者の変更

- 設置者の変更は、原則認められない。ただし、以下のすべてに該当する場合は、(2)の手続きを経たうえで変更できるものとする。
- ア 施設における変更前の運営体制を引き継ぐこと。
 - イ すべての利用者に対し変更内容を説明し、了解を得ていること。
 - ウ 変更後の保育水準が、変更前の保育水準を維持し、もしくは上回るものであること。

(5) 認定要件を欠いた場合

- 以下に沿って、認定要件を回復させるための一定の期間を設けることとし、それを経過しても回復できない場合は認定を取り消すこととする。
- ア 認定要件を欠いた場合は、直ちに、その旨の報告書を提出しなければならない。
 - イ 認定要件を欠いた日から起算して2か月以内に認定要件を回復させ、その旨の報告書を提出しなければならない。
 - ウ 認定要件を欠いた日から起算して2か月以内に、回復のための具体的な計画が書面で示された場合にあつては、30日を限度として、イの認定要件を回復させるための期間を延長することができるものとする。

(6) 認定の取消し

- 以下のいずれかに該当するときは、認定を取り消すこととする。なお、認定が取り消された場合であっても、保護者負担の増額、保育水準の低下、その他利用者に

対する不利益な取扱いをしてはならない。

ア 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。

イ 児童福祉法第59条第5項及び第6項の規定に基づく事業停止又は施設閉鎖に該当するとき。

ウ (5)イの報告を行わなかったとき。

エ 適正な運営を確保するために必要な市の指導に対し、正当な理由なく従わないとき。

(7) 事業の中止

事業の中止を希望する場合は、中止しようとする日の6か月前までに以下の事項について市と協議を行ったうえで、中止しようとする日の1か月前までに当該中止に係る申請書を提出しなければならない。

ア 中止を希望する理由

イ 中止しようとする期日

ウ 運営委員会における協議

エ 保護者への説明

オ 児童の処遇及び受入れ先

カ 補助金の精算

キ その他市が必要と認める事項

(8) 補助金の返還

以下のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

ア 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 過誤の申請若しくは請求をしたとき。

ウ 補助金を事業の目的以外の用途に使用したとき。

エ 認定の取消しを受けたとき。

オ 事業を中止したとき。

カ 2(22)の事項に違反したとき。

(9) その他

認定の取消し又は事業の中止があったときは、当該施設の設置者が希望し、かつ、当該施設が千葉県保育ルーム事業実施要綱(平成14年4月1日施行)第5条の規定による認定基準に適合する場合に限り、当該年度末までは、千葉県保育ルームとして事業を実施することができる。

4 認定申請書の提出、事業開始までのスケジュール等について

(1) 申請に必要な書類

千葉市先取りプロジェクト認定保育施設認定申請書提出票及び1から28の必要書類を揃え、A4サイズに綴じ、インデックスを付けた上で正本1部、副本1部(副本は正本のコピーで可)の計2部を提出してください。

- 表紙 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設認定申請書提出票
- 1 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設認定申請書(様式第1号)
 - 2 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設事業計画書(様式第2号)
 - 3 定款及び履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し)※1
 - 4 設置者(法人代表者)の履歴書(資料1)
保育士又は保健師、看護師、助産師の資格がある場合は、資格証明書の写しを添付すること。
 - 5 施設長(予定者)の履歴書(資料1)
保育士又は保健師、看護師、助産師の資格がある場合は、資格証明書の写しを添付すること。
 - 6 最寄駅から施設までの「地図」(案内図)及び周囲の建物がわかる地図(位置図)
最もよく利用する公園も表示すること。
 - 7 現況の施設平面図
 - 8 認定後の施設平面図(別添4参照)
 - ・実際に保育で使用する有効面積を保育室の面積とすること。
 - ・乳児室及び幼児室の部屋ごとの窓の位置と窓枠の大きさ(面積)も表示すること。
 - 9 建築確認手続き完了を証する書類(建築確認済証と検査済証の両方)
 - 10 耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み証を証する書類(昭和56年以前に完成した建物の場合のみ)
 - 11 土地及び建物の全部事項証明書(自己所有の場合のみ。法務局にて取得)※1
 - 12 賃貸借契約書の写し(土地及び建物を賃借している場合のみ)※2
契約期間及び賃料の記載があること。
 - 13 職員配置予定表(資料2)
 - ・常勤・非常勤の別、有資格者と無資格者の別が分かること。
 - ・確保済みの有資格者の資格証明書の写しを添付すること。
 - 14 収支計画表(資料3)
認定された場合の年間収支計画の積算を、入所率70%の場合と100%の場合に分けて作成すること。
 - 15 借入金償還計画表(借入をしている場合のみ)(資料4)
 - 16 設置者の経営状況が分かる書類(直近3か年分)
確定申告書及び決算報告書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)の写し※2
 - 17 納税証明書
 - ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署にて取得)※1
 - ② 千葉市に対し納税義務を負う者は、平成25年度の千葉市の納税証明書(全税目)(各市税事務所市民税課、各市税出張所及び市民センターにて取得)※1
 - 18 当該保育施設を含む、現在行っている事業全体の概要が分かるパンフレット
 - 19 当該保育施設及び千葉市内の系列施設の直近3か年分の施設監査の結果及びその回答の写し
 - 20 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し
 - 21 運営委員会の活動内容を示すもの(既に設置している場合のみ)
 - 22 消防用設備等検査済証の写し、消防用設備等点検結果報告書の写し(消防署の受領印のあるもの)、立入検査結果通知書の写しのうち、いずれか1つ
保育サービス実施施設として、消防署による消防用設備等の確認を受けたことを示すものを提出すること。
 - 23 防火管理者選任届

- 消防署の受領印のあるものを提出すること。
- 24 申請日現在の在籍職員の名簿（資料5）
職種（常勤・非常勤の別）と資格（保育士、調理師、栄養士等）、保育従事者については、1日の勤務時間も記入したものとすること。
- 25 保護者向け広報資料（パンフレット）
認定後に設定する保育料表、及び平成26年7月1日時点の保育料表を添付すること。
- 26 児童福祉法に基づく、契約時に保護者へ交付する「書面」
- 27 嘱託医との契約書若しくは同意書等の契約書に準ずる「書面」の写し
- 28 誓約書
- 29 その他必要な書類※3
- ※1 申請日から3か月以内に発行された原本を提出してください。
- ※2 写しに代表者による原本証明を行ったものを添付してください。
- ※3 ・配置基準を満たすために職員の追加雇用が必要な場合のみ、平成26年8月28日（木）15時00分までに、追加雇用した職員の雇用契約書の写しと資格証明書の写しを提出してください。
・その他提出書類の追加を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）事前相談・質問等

ア 事前相談

あらかじめ電話にて日時を予約のうえ、必ず事前相談を行ってください。

（イ）相談期間

平成26年7月30日（水）から平成26年8月15日（金）まで（厳守）
（土・日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）

（ロ）必要書類

11 ページの4（1）申請に必要な書類のうち、以下の書類

- 2 千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業計画書（様式第2号）
- 7 現況の施設平面図
- 8 認定後の施設平面図（別添4参照のこと）
- 9 建築確認手続き完了を証する書類（建築確認済証と検査済証の両方）
※建築台帳記載事項証明書でも可とする。

証明書発行窓口：千葉県都市局建築部建築審査課

電話：043-245-5841

13 職員配置予定表（資料2）

（ハ）場所及び連絡先

千葉県中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階
千葉県こども未来局こども未来部保育運営課助成係
電話：043-245-5729

イ 質問

質問票を使用し、平成26年8月15日（金）までに提出してください。回答については、必要に応じ、保育運営課ホームページで公表します。（質問者の氏名等の公表は行ないません）

（3）申請書類の提出期限等

ア 提出期間

平成26年7月30日（水）から

平成26年8月20日（水）まで（厳守）

（土・日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）

イ 提出方法

持参のみ

ウ 提出先

千葉県保育運営課助成係

(4) 事業開始までのスケジュール等

ア	事前相談及び申請書受付開始	平成 26 年	7 月 30 日(水)
イ	事前相談最終日	平成 26 年	8 月 15 日(金)
ウ	申請書提出期限	平成 26 年	8 月 20 日(水)
エ	審査(書類・現地)	平成 26 年	7 月 28 日(月)～8 月 29 日(金)
オ	実施施設内定	平成 26 年	9 月上旬(予定)
カ	認定内定通知書交付	平成 26 年	9 月上旬(予定)
キ	認定通知書交付	平成 26 年	10 月 1 日(水)
ク	事業開始	平成 26 年	10 月 1 日(水)

※ 必要に応じて現地調査を実施します。実施する場合は、事前に電話にて実施日時を連絡いたします。

※ 都合により、スケジュール等の変更が生じる場合があります。

(5) その他

ア 提出した申請書及び付随する資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときに限り、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

イ 法人の本店(本部)、及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。

ウ 本申請に係る一切の経費は、申請者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び職員の雇用にかかる費用等は全て申請者の負担とします。

エ 審査結果等の問い合わせはご遠慮ください。

オ 提出した申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例(平成 12 年千葉県条例第 5 2 号)に基づき、千葉県として客観的に判断し決定します。

カ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。

キ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- ① 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合
- ② 申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
- ③ 申請書等に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

ク 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。

ケ その他必要に応じ、関係機関(官公庁・金融機関等)へ問い合わせを行うことがあります。

コ 審査結果通知により事業実施施設として決定された場合であっても、その後、本募集要項、添付資料及び要綱等の関係規定に基づいた整備・運営を行うことができなかった場合、認定を取り消すことがあります。

5 その他

(1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。

(2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、千葉市と協議し定めることとします。

(3) 認定後に、千葉市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。

(4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、申請受付を中止することがあります。

<注意！>

先取りプロジェクト認定保育施設が、子ども・子育て支援新制度による教育・保育施設の認可の施設となることを保証するものではありません。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティセンター9階

千葉市こども未来局こども未来部保育運営課

電話 043-245-5729

FAX 043-245-5894

Eメール unei.CFC@city.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/>